

罹 災 証 明 申 請 書

米沢市長 あて

申請日： 年 月 日

※申請日及び太枠内に記入してください。

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 T・S H・R 年 月 日 生

代理人 (現に申請手続きを 行う方が世帯主 以外の場合記入)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 T・S H・R 年 月 日 生 申請者との関係

※世帯主と同一世帯以外の方が申請手続きを行う場合は委任状が必要です。

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

※被災住家が住民登録している住所地と異なる場所に所在している場合には、当該被災住家が現実に居住のために使用している建物であることがわかる資料の提出をお願いします(例：上下水道使用料の検針票、電気・ガス料金の請求書や領収書等)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入)

写真による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望する(写真を添付)
	☐ 希望しない

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

※市記入欄 本人確認	☐ 1枚書類(顔写真付) ☐ 2枚書類 ☐ その他()
---------------	---